

第5章 地域・市町村を支援するための施策

I. 互いに支え合う地域コミュニティの再生

1. 市町村が行う地域福祉施策への支援

(1) 現状と課題

- 県内の市町村数は、平成の大合併により平成15年3月末の80から54に集約されましたが、人口が最大の千葉市と最小の神崎町の間では約150倍の差があり、面積で最大の市原市と最小の浦安市の間では約21倍の差があります。また、それぞれ、人口構成、産業構造、地域資源も異なっており、地域福祉の推進には、地域特性を活かした取組が不可欠です。
- 県内市町村における、地域福祉計画¹の策定状況ですが、平成26年3月時点で策定済の市町村は30市町に留まっており、担当部署での人材や財源不足等により約半数の市町村で未策定となっています。
地域福祉を計画的に進めるためには、計画策定が必要であり、各市町村社会福祉協議会との連携や地域福祉フォーラムの活用等により、地域のニーズに合わせた策定を行うことが求められています。
- なお、平成26年5月に実施した県内の市町村に対するアンケートによると、地域福祉を進めるために市町村が重視している取組は、①相談支援体制の整備・充実、②住民の自発的な地域づくり、地域での支え合いの支援、③市町村（地区）社会福祉協議会との連携・協働、④住民が福祉サービスを利用するための適切な情報提供が上位項目となっています。

(2) 取組の方向性と目標となる指標

- 地域福祉支援に当たっては、市町村の主体性・地域性を尊重し、協働して地域福祉活動を支えます。
- 地域福祉計画の策定や地域福祉の推進に関する情報提供等を行います。

¹ 市町村地域福祉計画：社会福祉法第107条に規定された市町村が策定する計画であり、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を一体的に定める計画です。